

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・ 監督基本方針)」(案)の概要



平成29年12月

金融庁

検査・監督の見直しの背景

背景

金融庁発足から数年は、

- 金融機関の不良債権問題や法令遵守への対応が最優先課題。
- そのため、「検査マニュアル」を用いた、チェックリスト方式による厳格な資産査定や法令遵守違反の検査を実施。

現在は、

- 金融を巡る環境や金融行政が取り組むべき課題が大きく変化。
- それにもかかわらず、金融危機時の検査・監督手法を継続してきたことにより以下のような「副作用」が発生。

従来の検査・監督の副作用

金融機関

- ✓ 商品やサービスの内容を法令で定められたとおりに説明したとの証拠を残すことには熱心だが、本当に利用者にとって良い商品やサービスを提供することが後回しになっているのではないか（例：回転売買、ニーズに合わない複雑な商品を高齢者に販売する等）。
- ✓ 利用者の事業収入から十分返済できるのに、検査時に指摘されることを恐れ、担保・保証が無ければ融資しなくなっているのではないか（事業の中身の評価も十分に行われなくなる）。

当局

- ✓ 過去の違反行為を個別に指摘する一方で、その根本原因について分析や議論が不十分であり、本当の意味での改善につながっていなかったのではないか。
- ✓ 画一的な基準に基づく検査では、バブル時代の不良債権を事後的に処理することは出来たが、これから発生しうる課題を見通し、対処することは出来ないのではないか。

金融行政の基本的な考え方

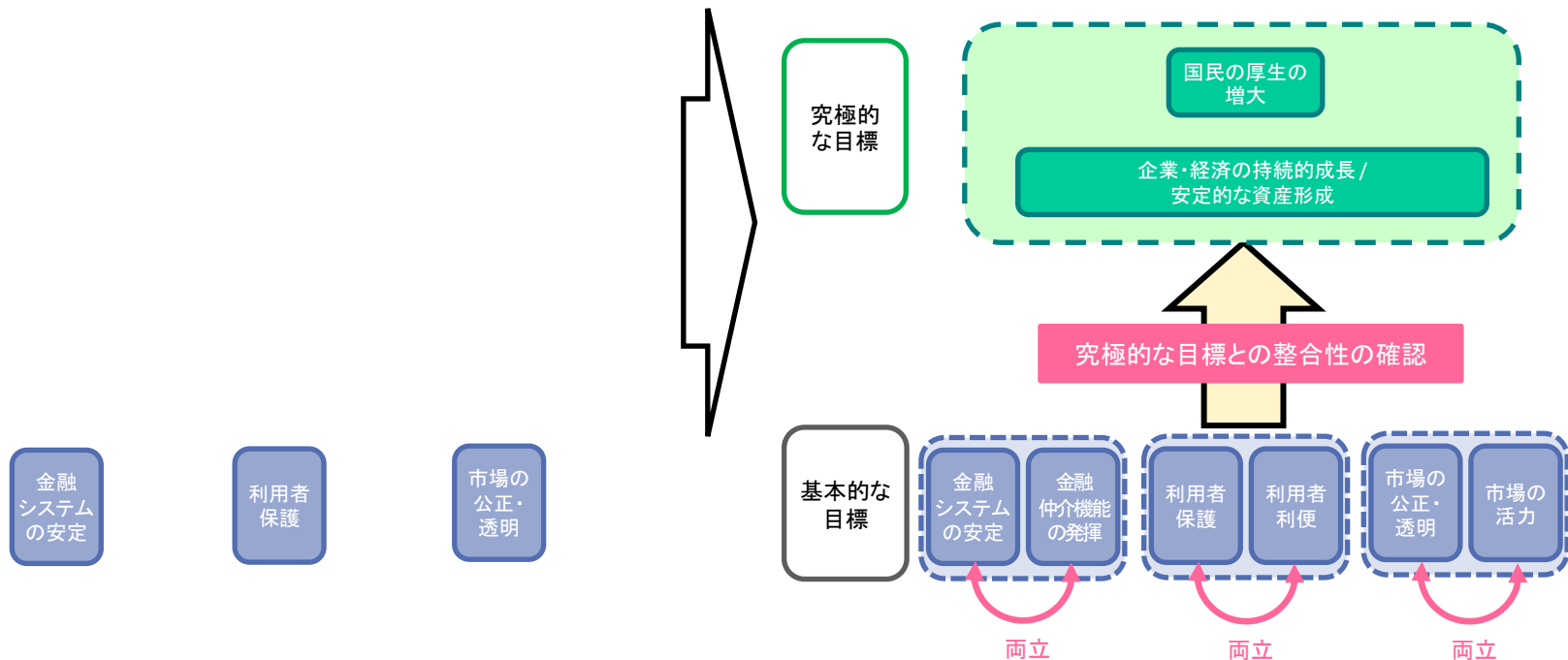
金融行政の目標

- 本来、金融行政の究極的な目標は、企業・経済の**持続的な成長**を支え、また、国民の**安定的な資産形成**に寄与することを通じて、**国民の厚生**の**最大化**に貢献することと位置づけられる。
- 金融庁発足から数年は、金融システムの安定、利用者の保護、市場の公正性・透明性の確保に注力していたが、究極的な目標を達成するためには、金融システムの安定と金融仲介、利用者の保護と利用者利便、市場の公正性・透明性と市場の活力について、**各目標のバランスの取れた実現**を目指していくことが重要である。

➤ 安定、保護、公正・透明に集中

➤ 安定と仲介、保護と利便、公正・透明と活力のバランスを重視

➤ 究極的目標との整合性を確保



新しい検査・監督の進め方

- 金融行政の基本的な目標のバランスの取れた実現のためには、金融機関が真に利用者のためになる良質な商品・サービスの提供を競い合い、利用者の成長、さらには金融機関自身の成長にもつなげていくという好循環を実現することが望ましい。
- そのために、検査・監督のアプローチを以下のように広げる。

① 金融機関が利用者に向き合い、自ずと高い水準を目指して努力を行うよう促す

- ✓ 本来、利用者にとってより良い商品・サービスを提供する金融機関が選択され全体の水準が向上する環境が望ましい。そのため、利用者が比較・選択できるよう、金融機関の取組みの開示等の充実を通じて「見える化」していく。
- ✓ 金融機関が創意工夫をしやすくなるよう、また、前向きに取り組めるよう、情報提供も含めて対話を行っていく。

② 将来を常に意識して議論する

- ✓ 金融機関は足元での健全性を確保することや法令を遵守するだけでなく、将来にわたって経営の持続性を確保したり、重大な問題発生を事前に予防することが求められる。
- ✓ そのため、金融庁は、経済環境の変化等も踏まえ、金融機関のビジネスモデルの持続可能性を含め、将来を常に意識して議論をしていく。

③ 検査・監督の基本的な考え方を整理

- ✓ 当局が一律のチェックリストで金融機関の行動の是非を判断するのでは、上記の新しい検査・監督を実現するのは難しい。今後は、基本となる考え方を示し、金融機関の特性に応じた対応を行っていくことが求められる。
- ✓ そのため、金融庁は検査・監督の基本的な考え方を整理していく。

具体的な取組み

- 新しい検査・監督の考え方や進め方を踏まえ、金融庁としては以下のように対応していく。
 - ✓ 新しい検査・監督の方向を示した「**金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)案**」を12月15日に公表し、2月14日まで意見を求める(パブリックコメント)。その際、金融機関の現状の実務を否定する意図はなく、今後、より良い実務に向けた対話を行っていくための材料であることを丁寧に説明する。
 - ✓ 主要なテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方について、別途、分野別の「考え方と進め方」の形で示して、対話を行っていく。特に、資産分類・償却・引当については、関係者や有識者からなる勉強会を開催し、来年夏を目途に考え方を示していく。
 - ✓ チェックリスト形式の「**検査マニュアル**」は平成30年度終了後(平成31年4月1日以降)を目途に**廃止**する。(資産分類・償却・引当についての形式的な基準を定めた「**検査マニュアル別表**」についても、担保・保証への過度な依存等を生むことから廃止する。)
 - ✓ 金融庁側の思い込みなどで悪しき裁量行政に陥らないよう、組織のガバナンスを強化した上で、金融機関との対話の枠組みや、金融行政に対して**外部からの提言・批判が反映**される仕組みを整えていく。
 - ✓ 新しい検査・監督のあり方に必要な金融庁の**組織改革**や、財務局を含めた**人材育成・確保**を行っていく。

※ 30年度機構改正要求を提出済。

「総務企画局、監督局、検査局」から「総合政策局、企画市場局、監督局」の体制へ。